

諮問番号：諮問第 70 号

答申番号：答申第 70 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 45 条第 3 項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳等級変更申請不承認決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

現在の精神障害の状態は統合失調症であり、月曜日から金曜日まで毎日病院のデイケアに通い、月に 1 回の訪問介護を受けているから、等級変更は認められるべきである。

#### 2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態について、総合的に判断すると、判定基準の障害等級 2 級に該当すると認められる。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号。以下「施行令」という。）で定める精神

障害の状態に該当するか否か、該当するとすればどの障害等級に該当するかということにある。

処分庁は、精神障害者保健福祉手帳の交付（更新）決定に係る行政手続法上の審査基準として、「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準（以下「判定基準」という。）」及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用にあたっての留意事項（以下「留意事項」という。）」を設定しており、判定基準に沿って、本件処分が適正に行われたか、以下判断する。

判定基準によれば、手帳の障害等級の判定は、①精神疾患の存在の確認、②精神疾患（機能障害）の状態の確認、③能力障害（活動制限）の状態の確認、④精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされているため、以下判断する。

#### （１）精神疾患の存在

本件手帳申請に係る診断書（以下「本件診断書」という。）の記載から、審査請求人には「統合失調症」の存在が認められる。

#### （２）精神疾患（機能障害）の状態

「④ 現在の病状、状態像等」欄の記載から、審査請求人には、主たる精神障害である「統合失調症」による残遺状態があり、幻覚、妄想の異常体験があるほか滅裂思考があることが認められる。

その程度について、「③ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容」欄及び「⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等」欄の記載からは、「幻覚、妄想」の異常体験や「滅裂思考」等の症状は「入院治療により」「軽減した」とされるほか、「対人関係のトラブルを契機に妄想に支配された言動が出現しやすい」との程度であり、症状が高度であるとまでは判断し難い。

また、残遺状態については、現時点では定期的な外来加療が可能な状態であり、残遺状態の具体的な生活上の支障のあらわれを示す「⑥ 生活能力の状態」中「２ 日常生活能力の判定」欄の記載８項目のうち７項目は「援助があればできる」とされていることを併せ考えれば、自己管理や社会的役割遂行能力（留意事項３（４）①（a））の低下が著しいとまではいえず、高度の残遺状態があるとは判定しがたい。

以上より、審査請求人の精神疾患（機能障害）の状態は、判定基準で２級の基準として示されている「残遺状態又は症状があるため、人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの」に該当すると認められる。

### (3) 能力障害（活動制限）の状態

「⑥ 生活能力の状態」中「3 日常生活能力の程度」では、「(4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。」に該当するとされており、留意事項3(6)によれば、概ね障害等級1程度に相当するとされている。

しかし、留意事項3(6)では、『日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする』とは、食事、保清、金銭管理、危機対応に重度ないしは完全な問題があり、『常に援助がなければ自ら行い得ない』程度のものを言う。」とされているところ、前述のとおり「⑥ 生活能力の状態」中「2 日常生活能力の判定」欄の記載8項目のうち7項目は、判定基準によれば障害等級2級程度「援助なしにはできない」に相当する「援助があればできる」とされ、1項目のみが障害等級1級程度に相当する「できない」とされている。

以上のことから、審査請求人の能力障害（活動制限）の状態については、必ずしも日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする程度のものとはいえず、判定基準の障害等級2級に該当するものと判断される。

(4) 上記(1)から(3)までの状況から、処分庁が、審査請求人の障害等級を総合的に判断して2級と決定したことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

平成31年3月6日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和元年7月11日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、月曜日から金曜日まで毎日デイケアに通うなど障害福祉サービスを受けていることを理由に等級変更が認められるべきであると主張しているが、本件診断書には、審査請求人が障害福祉等のサービスを利用しているとの記載はない。障害等級の

判定は申請時に提出された診断書の記載内容に基づき、客観的になされるものであり、診断書に記載のない主張を採用することはできない。

処分庁は、行政手続法上の審査基準として設定している判定基準に沿って、適正に処分を行っており、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 倉員 央幸